

平成31年4月採用

檜葉町職員【社会人経験者・任期付】採用試験要項

受付期間 平成30年9月14日(金)から10月19日(金)まで

1 試験区分、試験職種及び採用予定人員

(1) 社会人経験者(昭和44年4月2日以降に生まれた者)

区分	試験職種	採用予定人員
資格免許職	保健師	若干名
大学卒程度	土木職	若干名

(2) 任期付(※任用期間は、採用される日(平成31年4月1日予定)から3年とします。ただし、採用された日から5年以内の範囲で任期を更新することができます。)

区分	試験職種	採用予定人員
資格免許職	保健師	若干名

2 受験資格

(1) 全区分共通

昭和44年4月2日以降に生まれた者で、次表の試験職種に応じた受験資格を満たす者。ただし、任期付の保健師については、年齢制限はありません。

試験職種	受験資格
保健師	保健師の免許を有する方。
土木	1級若しくは2級土木施工管理技士の資格を有する方、又は5年以上の公共土木工事の計画、設計、積算又は施工監理に関する実務経験を有する方。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

全試験区分及び職種において、次により行います。

(1) 第1次試験

書類選考

申込時に提出された応募作文及び提出書類による選考を行います。

※11月中旬頃までに合否について発表します。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験を行います。

4 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5 試験の期日、場所及び発表

区 分	試 験 日 時	試 験 職 種	試 験 会 場
第2次試験	平成30年12月中旬 予定 ※詳細については、第1次 試験合格者に別途通知し ます。	全職種	檜葉町役場 福島県双葉郡檜葉町大字北田 字鐘突堂5番地の6 電話 0240-25-2111 ※詳細については、第1次試験 合格者に別途通知します。

6 給与

初任給は、本町の条例等に基づき、学歴、職歴等により調整の上、決定されますが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

※参考

学歴区分	初任給	備考
大学卒	183,400円	初任給は、左欄の額に学歴、職歴等の状況を加味し、調整の上決定します。
高校卒	150,400円	

【例】

学歴区分	職務経験を10年有する場合の初任給
大学卒	259,000円
高校卒	218,600円

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、檜葉町役場で交付します。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「(試験職種)職員採用試験申込請求」(例:「保健師試験申込用紙請求」と朱書し、120円切手を貼った自分宛の返信用封筒(角型2号)を必ず同封して檜葉町役場まで送付してください。

(2) 提出書類

全試験区分及び職種において、次により行います。

試験区分及び職種	提出書類
全区分及び職種共通	① 申込用紙(様式指定) ② 履歴書(市販のもので可) ③ 応募作文(指定様式) ※応募作文課題 「あなたのこれまでの職務経験を活かして、檜葉町の復興及び発展にどのように貢献したいか。」(500字以上～800字以内 自筆) ④ 資格・免許要件を証明する書類

(3) 申込の方法

- ① 上記の提出書類に必要事項を記入の上、檜葉町役場総務課に提出してください。
 申込書を郵送する場合は、82円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に「(試験区分・各職種名)職員採用試験申込」(例:「社会人経験者(土木職)職員採用試験申込」と朱書し、必ず簡易書留にて送付してください。
- ② 受験票を受領したときは、最近6ヵ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。
 (受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。)

(4) 受付期間

平成30年9月14日(金)から平成30年10月19日(金)まで(執務時間中に限ります。)ただし、郵便による申込書提出の場合は、10月17日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

8 お問い合わせ先

〒979-0696

福島県双葉郡楡葉町大字北田字鐘突堂5番地の6
楡葉町総務課行政係

TEL 0240-25-2111 (代表)